

平成25年定例会

予算決算常任委員会 戦略企画雇用経済分科会提出資料

◎ 議案補充説明

(平成25年度当初予算関係議案)

議案第3号 平成25年度三重県一般会計予算

人事委員会事務局	1頁
監査委員事務局	2頁
出納局	3頁
議会事務局	4頁

(平成24年度補正予算関係議案)

議案第75号 平成24年度三重県一般会計補正予算(第9号)

人事委員会事務局	5頁
監査委員事務局	6頁
出納局	7頁
議会事務局	8頁

平成25年3月

人事委員会事務局

監査委員事務局

出納局

議会事務局

議案第3号 平成25年度三重県一般会計予算について

平成25年3月18日

人事委員会事務局

議案第3号 平成25年度三重県一般会計予算における人事委員会事務局関係の内訳について説明いたします。

まず、歳入予算でございますが、第14款諸収入において、12万7千円を計上いたしております。

この内訳は、公平事務受託事業に伴う四日市港管理組合からの収入見込額3万5千円、警察官採用候補者試験の共同実施に伴う大阪府警察本部からの収入見込額7万6千円などとなっております。

次に、歳出予算でございますが、第2款総務費、第9項人事委員会費、第1目人事委員会費において、1億2,542万3千円を計上いたしております。

この内訳としましては、人事委員報酬及び事務局職員の人件費等に要する経費1億937万9千円、人事委員会の開催及び事務局の運営に要する経費572万9千円、給与制度に関する調査研究及び給与実態調査に要する経費126万円1千円、各種採用試験及び選考の実施に要する経費867万6千円、公平審査及び労働基準監督業務に要する経費37万8千円です。

平成25年度当初予算一覧表

(単位：千円)

事業目	平成25年度 当初予算額	平成24年度 当初予算額	備考 (前年比増減額)
総務費	115,108	111,069	4,039
調査費	1,261	1,310	△49
試験実施費	8,676	9,005	△329
審査費	378	448	△70
人事委員会費計	125,423	121,832	3,591

議案第3号 平成25年度三重県一般会計予算について

平成25年3月18日
監査委員事務局

議案第3号「平成25年度三重県一般会計予算」における、監査委員事務局関係分について、その概要をご説明申し上げます。

その内容は、歳出予算の第2款 総務費、第10項 監査委員費、第1目 監査委員費におきまして、2億3,691万4千円を計上しています。

内訳は、監査委員及び事務局職員の人件費が2億2,602万2千円、監査業務に必要な旅費・需用費等の事務費等が1,089万2千円であります。

平成25年度 監査委員事務局関係当初予算概要

【歳出】

(単位:千円)

区 分	平成25年度 当初予算額	平成24年度 当初予算額	比 較 (前年比増減額)	説 明
第2款 総 務 費 第10項 監査委員費 第1目 監査委員費	236,914	230,628	6,286	人件費 226,022 事務費等 10,892

議案第3号 平成25年度三重県一般会計予算について

平成25年3月18日

出納局

議案第3号 平成25年度三重県一般会計予算における出納局関係の内訳について説明いたします。

はじめに、歳入予算ですが、諸収入で7,187万1千円を計上しています。

この諸収入の内訳としましては、県預金利子で、歳計現金の運用益4,349万5千円、小切手未払資金組入で、自動車税の還付金等で小切手等を振出して一年を経過したものの歳入組入2,500万円、雑入で、企業会計所属からの電子調達システム利用負担金等217万6千円、過年度収入で120万円を計上しています。

次に、歳出予算ですが、総務費に6億6,463万8千円を計上しています。

この総務費の内訳としましては、一般管理費で、職員の人件費3億7,850万5千円、会計管理費で一般証紙販売手数料等の経費1億4,191万5千円、財務会計システム等の運用管理等に要する経費1億3,181万8千円などの2億8,613万3千円を計上しています。

次に債務負担行為ですが、財務会計システムSI支援業務に係る契約等について設定しようとするものです。

出納局関係 平成25年度当初予算一覧表

【 歳入 】

(単位：千円)

歳入内訳 (科目)	平成24年度 当初予算額	平成25年度 当初予算額	備考 (前年比増減額)
諸収入	86,300	71,871	△14,429
県預金利子	44,503	43,495	△1,008
小切手未払資金組入	30,000	25,000	△5,000
雑入	11,797	2,176	△9,621
過年度収入	—	1,200	1,200
計	86,300	71,871	△14,429

【 歳出 】

(単位：千円)

歳出内訳 (科目・事業名)	平成24年度 当初予算額	平成25年度 当初予算額	備考 (前年比増減額)
一般管理費	378,289	378,505	216
出納給与費	378,289	378,505	216
会計管理費	280,330	286,133	5,803
一般会計管理費	156,998	141,915	△15,083
財務会計運用費	110,932	131,818	20,886
公用車管理費	12,400	12,400	0
計	658,619	664,638	6,019

議案第3号 平成25年度三重県一般会計予算について

平成25年3月18日

議会事務局

議案第3号 平成25年度三重県一般会計予算における議会事務局関係の内訳について説明いたします。

議会費におきましては、歳出総額15億9,535万7千円を計上いたしております。その内訳は、議員報酬、期末手当等が7億9,345万9千円、定例会及び委員会の運営等、議会運営に要する経費1億2,286万7千円、議会の広聴広報に要する経費1億4,138万3千円、政策提言、政策立案の推進に要する経費2億222万8千円、議会図書室の運営に要する経費466万円、事務局職員の人件費及び事務費3億3,076万円であります。

平成25年度当初予算一覧表

(単位：千円)

事業目	平成25年度 当初予算額	平成24年度 当初予算額	備考 (前年比増減額)
議会費	1,264,597	1,290,010	△25,413
議会事務局費	330,760	315,616	15,144
議会費計	1,595,357	1,605,626	△10,269

議案第75号 平成24年度三重県一般会計補正予算（第9号）について

平成25年3月18日

人事委員会事務局

議案第75号 平成24年度三重県一般会計補正予算（第9号）における人事委員会事務局関係の内訳について説明いたします。

当委員会の補正予算は、第2款 総務費、第9項 人事委員会費、第1目 人事委員会費において、28万1千円の増額補正を行おうとするものです。

これは、事務局職員人件費で40万円を増額し、事務費で11万9千円を減額するものです。

平成24年度補正予算一覧表

(単位：千円)

事業目	補正前の額	補正予算額	補正後の予算額
総務費	113,453	739	114,192
調査費	1,310	△314	996
試験実施費	9,005	△2	9,003
審査費	421	△142	279
人事委員会費 計	124,189	281	124,470

議案第75号 平成24年度三重県一般会計補正予算(第9号)について

平成25年3月18日
監査委員事務局

議案第75号「平成24年度三重県一般会計補正予算(第9号)」における、監査委員事務局関係分について、その概要をご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳出におきまして、第2款 総務費、第10項 監査委員費、第1目 監査委員費において、205万8千円の減額補正を行おうとするものです。

その内訳は、人件費が131万9千円の減額、事務費等が73万9千円の減額であります。

平成24年度 監査委員事務局関係最終補正予算概要

【歳出】

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補 正 額 (第9号)	計	説 明
第2款 総務費 第10項 監査委員費 第1目 監査委員費	240,039	△2,058	237,981	人件費 △1,319 事務費等 △ 739

議案第75号 平成24年度三重県一般会計補正予算（第9号）について

平成25年3月18日
出納局

議案第75号 平成24年度三重県一般会計補正予算（第9号）における出納局関係の内訳について説明いたします。

はじめに、歳入予算ですが、諸収入で1,973万2千円の減額補正を行おうとするものです。この内訳としましては、県預金利子で、歳計現金の運用益1,160万7千円を減額し、小切手未払資金組入で236万1千円を増額、雑入で、一般証紙売払代金等1,084万6千円を減額、過年度収入で36万円を計上しています。

次に、歳出予算ですが、一般管理費において、職員の人件費精査により138万1千円の減額補正、会計管理費において、証紙償還金の増額及びシステム関係経費の減額等により138万円の減額補正を行おうとするものです。

平成24年度 出納局関係補正予算一覧表

【 歳入 】 (単位：千円)

歳入内訳 (科目)	補正前の額	補正額 (第9号)	計
諸収入	86,300	△19,732	66,568
県預金利子	44,503	△11,607	32,896
小切手未払資金組入	30,000	2,361	32,361
雑入	11,797	△10,846	951
過年度収入	—	360	360
計	86,300	△19,732	66,568

【 歳出 】 (単位：千円)

歳出内訳 (科目・事業名)	補正前の額	補正額 (第9号)	計
一般管理費	377,272	△1,381	375,891
出納給与費	377,272	△1,381	375,891
会計管理費	273,631	△1,380	272,251
一般会計管理費	156,998	11,893	168,891
財務会計運用費	110,932	△13,123	97,809
公用車管理費	5,701	△150	5,551
計	650,903	△2,761	648,142

議案第75号 平成24年度三重県一般会計補正予算（第9号）について

平成25年3月18日

議会事務局

議案第75号 平成24年度三重県一般会計補正予算（第9号）における議会事務局関係の内訳について説明いたします。

今回の補正予算は、歳出予算におきまして、2,804万4千円の減額補正を行おうとするものです。

主な内訳といたしましては、議会費において、議会運営等に要する経費及び広聴広報に要する経費の精査により2,254万1千円を減額し、議員の辞職に伴い議員報酬、政務調査費等を477万6千円減額するものであります。

平成24年度補正予算一覧表

(単位：千円)

事業目	平成24年度	平成24年度	備考 (増減額)
	12月補正後予算額	最終補正後予算額	
議会費	1,225,107	1,197,790	△27,317
議会事務局費	337,185	336,458	△727
議会費計	1,562,292	1,534,248	△28,044

平成25年定例会

戦略企画雇用経済常任委員会提出資料

◎ 所管事項

- 1 平成25年度三重県職員等採用候補者試験実施日程について
(人事委員会事務局) …… 1頁
- 2 平成24年度財政的援助団体等監査結果について (監査委員事務局) …… 3頁
- 3 平成24年度行政監査結果「高額物品の管理および活用について」
(監査委員事務局) …… 13頁
- 4 印刷物調達にかかる最低制限価格の試行導入について (出納局) …… 21頁

平成25年3月

人事委員会事務局

監査委員事務局

出納局

平成25年度三重県職員等採用候補者試験実施日程（予定）

試験名		受験資格	受験案内等 配布開始日	受付期間	第1次 試験日	第2次 試験日	第3次 試験日	最終合格 決定日
三重県職員採用試験	行政Ⅱ 以外	1 昭和59年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者 2 平成4年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの	5月21日(火)	5月21日(火) ～ 6月10日(月)	6月30日(日)	7月下旬 ～ 8月中旬	—	8月下旬
	行政Ⅱ	(1) 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業した者及び平成26年3月31日までに大学を卒業する見込みの者 (2) 三重県人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者					9月上旬	9月中旬
	B試験	昭和61年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者	7月5日(金)	7月26日(金) ～ 8月26日(月)	9月29日(日)	10月下旬	—	11月中旬
	C試験	平成4年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者	7月5日(金)	7月26日(金) ～ 8月26日(月)	9月29日(日)	10月下旬	—	11月中旬
警察官採用試験	A(平成25年10月採用)	昭和55年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの (1) 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業した者及び平成25年9月30日までに大学を卒業する見込みの者 (2) 三重県人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者	3月22日(金)	3月22日(金) ～ 4月22日(月)	5月11日(土) 12日(日)	6月中旬	—	7月下旬
	A(平成26年4月採用・1回目)	昭和56年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの (1) 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業した者及び平成26年3月31日までに大学を卒業する見込みの者 (2) 三重県人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者	3月22日(金)	3月22日(金) ～ 4月22日(月)	5月11日(土) 12日(日)	6月中旬	—	7月下旬
	A(平成26年4月採用・2回目)	昭和56年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの (1) 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業した者及び平成26年3月31日までに大学を卒業する見込みの者 (2) 三重県人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者	7月5日(金)	7月26日(金) ～ 8月26日(月)	9月21日(土) 22日(日)	11月上旬 ～ 11月中旬	—	12月上旬
	B(平成26年4月採用)	昭和56年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者で、警察官Aの学歴要件に該当しない者	7月5日(金)	7月26日(金) ～ 8月26日(月)	9月22日(日)	11月上旬 ～ 11月中旬	—	12月上旬
小中学校職員採用試験	B試験	昭和61年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者	7月5日(金)	7月26日(金) ～ 8月26日(月)	9月29日(日)	10月下旬	—	11月中旬
	C試験	平成4年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者	7月5日(金)	7月26日(金) ～ 8月26日(月)	9月29日(日)	10月下旬	—	11月中旬

(備考)

各試験の試験区分、採用予定数は、受験案内・申込書配布開始日までに決定し、詳しくは受験案内に記載します。また、上記日程など試験の一部を変更することがあります。

平成 24 年度 財政的援助団体等監査結果

1 内容

(1) 監査の概要

平成 24 年度の財政的援助団体等監査は、平成 24 年 11 月から平成 25 年 2 月まで実施しました。

(2) 監査実施団体

種 別	財政的援助等の内容	監査実施 団 体 数
出資（出捐）団体	県が団体の基本財産、資本金等の 1/4 以上を出資又は出捐しているもの	12
公の施設管理団体	県が公の施設の管理を委託しているもの（指定管理者）	7
補助金等交付団体	県が補助金、交付金及び貸付金等の財政的援助を行っているもの	14
計		33

(注) 監査実施団体数は実団体数である。例えば、出資団体が公の施設管理団体と重複する場合は、上段の出資団体の団体数として整理している。

(3) 監査の対象範囲

平成 23 年度における財政的援助に係る出納その他の事務の執行状況を基本とし、県の関与度の高い出資（出捐）団体においては、経営状況等も併せて監査しました。

(4) 監査の着眼点

- 出資（出捐）団体については、財務諸表が適正に作成されているか、会計事務は適正に処理されているか、出資目的に沿って事業が運営されているかなどに着眼して実施しました。
- 公の施設管理団体（指定管理者）については、施設の管理は契約の目的に沿って適正に行われているか、指定管理に係る会計事務は適正に行われているかなどに着眼して実施しました。
- 補助金等交付団体については、補助金、交付金及び貸付金等の対象経費が適正に執行されているか、補助金等が目的外に使用されていないかなどに着眼して実施しました。

(5) 監査の結果

監査の結果、以下のとおり改善を要する事項のほかは、概ね適正に執行されているものと認められました。

【意見数】

項 目	会計事務等に関する こと	事業の執行に関する こと	計
団体に対する意見	90 件	7 件	97 件
所管部局に対する意見	53 件	9 件	62 件

(6) 意見の概要

以下に記載のとおり、改善を要する事案が複数の団体で見受けられた。

これらの事案はこれまでも指摘してきたものであり、各部局等が過去の監査結果を参考に所管団体に適切な指導、助言等を行っていただければ防げたものと思料される。また、団体の会計事務全般に関しても、過去に指摘した事案と同様のものが散見されている。

各部局等にあつては、今回の監査結果を参考にして、チェック機能を高めつつ、各所管団体への指導、助言を徹底されたい。

会計事務等に関すること

- ・【出資（出捐）団体】賞与引当金が計上されていなかったため、重要性の原則に基づき計上の要否を検討されたい。

〔三重ボランティア基金、三重県立美術館協働会、三重県武道振興会、三重県緑化推進協会、暴力追放三重県民センター〕

- ・【公の施設管理団体】事業報告書、業務報告書や決算書類の提出遅延や未提出があつたため、基本協定書に基づき適時適切に提出されたい。

〔松阪市、熊野古道自然・歴史・文化ネットワーク、みえ中央市場マネジメント、伊賀森林組合〕

- ・【公の施設管理団体】個人情報保護責任者等の報告書が提出されていなかったため、基本協定書に基づき適時適切に提出されたい。

〔三重県母子寡婦福祉連合会、松阪市〕

- ・三重県補助金等交付規則では、交付申請書や実績報告書の提出期限を別途定めることとなっているが、交付要領等で定められていないものがあるので、期限を定め、補助事業者に明示されたい。

〔健康福祉部、地域連携部、農林水産部、教育委員会〕

以下、団体別意見例について抜粋します。

出資（出捐）団体

【財団法人国史跡斎宮跡保存協会（所管部局：環境生活部）】

財政的援助等の内容	
出資金	県出資額：50,000,000円（県出資比率：46.0%）
補助金	文化財保護事業補助金：102,000円 史跡、遺跡等を活用し体験学習会等を実施し、歴史と文化に関する知識の普及向上を図る事業に要する経費を補助する。（補助率1/2）

【監査結果及び意見】

- 寄附行為では、副理事長を1名設置する旨の規定があるが、平成23年4月7日から副理事長を設置せず、業務執行理事2名体制となっており、寄附行為の規定と整合していないので、検討のうえ整合を図られたい。
- 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容
会計諸帳簿	○経理規程に定める物品記録簿が作成されていなかった。 ○公益法人会計における内部管理事項に定める会計帳簿（補助簿）のうち作成されていないものがあつた。
現金収納事務	○現金収入については、経理規程で10日毎に集約し速やかに金融機関に預け入れることとしているが、遅れているものがあつた。
契約書に基づく 手続等	○団体からの委託契約において、契約書等で定めた作業実施計画表及び業務完了報告書が、受託業者から提出されていなかった。
財務諸表	○平成23年度事業に係る法人税、消費税等について、23年度費用として計上されていなかった。

【所管部局に対する意見】

- 団体において、平成23年4月7日から副理事長を設置せず、業務執行理事2名体制としているが、寄附行為の規定と整合していないので、整合を図るよう指導されたい。
(所管課名：環境生活部 文化振興課)
- 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。
(所管課名：環境生活部 文化振興課)

【株式会社三重データクラフト（所管部局：雇用経済部）】

財政的援助等の内容	
出資金	県出資額：19,500,000円（県出資比率：39.0%）

【監査結果及び意見】

平成23年度の営業損失の額は、前年度と比較して17,073千円増加し、19,038千円となっており、経常損失の額も15,357千円増加し、10,105千円となっている。

繰越利益剰余金は確保されているが、売上高が減少傾向にあるので、計画的な業務運営のもと受注量を確保することにより、経営の改善に努められたい。

(参考) 平成 23 年度の損益の状況

(単位：千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	対前年度増減
売上高	225,787	197,048	△28,739
営業損益	△1,965	△19,038	△17,073
経常損益	5,251	△10,105	△15,357

[所管部局に対する意見]

団体においては、繰越利益剰余金は確保されているが、売上高が減少傾向にあるので、計画的な業務運営のもと受注量を確保することにより、経営の改善が図られるよう指導、助言されたい。

また、県も制度上可能な限り、障がい者雇用促進企業等からの物品等調達優遇制度を活用し、業務の発注を促進するとともに、当該団体と連携のうへ、県内関係団体等へのPRを展開するなど、新たな発注先の確保への支援を行われたい。

(所管課名：雇用経済部 雇用対策課)

【公益財団法人暴力追放三重県民センター（所管部局：警察本部）】

財政的援助等の内容	
出資金	県出資額：738,100,000円（県出資比率：69.8%）

[監査結果及び意見]

- (1) 暴力団排除条例が施行され県民の暴力団排除意識が高まってきているなか、暴力追放三重県民センターの存在意義は、住民や企業にとっても、また警察活動にとってもますます重要なものとなっている。

しかし、同センターの財源はその8割弱を基本財産の運用益に依拠していることから、運用利率が低いまま推移している現状に鑑み、所管課とともに財源の確保について検討し、財政基盤の安定を図られたい。

(参考) 平成 23 年度 収入額：30,532千円

同 基本財産の運用益：23,620千円（収入額の77%）

- (2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうへ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容
財務諸表	○看板の設置については、金額的に固定資産として計上すべきものであるが、計上されていなかった。 ○平成 24 年度発行の月刊誌の広告代金について、23 年度中に支払う必要のある場合は、流動資産の前払金として処理すべきであるが、23 年度費用として処理されていた。

賞与引当金	○賞与引当金が計上されていなかったのに、重要性の原則に基づき計上の要否を検討すべきである。
経理事務	○執行伺・支出・収入決議書の検収済年月日欄が空欄であった。また、会計事務に関連する決裁書において、決裁日等が記載されていなかった。
理事等の変更登記	○理事等の変更登記が、法律に定める期限内に行われていなかった。

※ 引当金：現時点では確定していなくても、将来、発生する可能性が高く、かつ、その金額が合理的に見積もることができる場合、その支出や損失に備えて貸借対照表に計上しておくもの。

※ 重要性の原則：企業会計は、定められた会計処理の方法に従って正確な計算を行うべきものであるが、企業会計が目的とするところは、企業の財務内容を明らかにし、企業の状況に関する利害関係者の判断を誤らせないようにすることにあるから、重要性の乏しいものについては、本来の厳密な会計処理によらないで他の簡便な方法によることも、正規の簿記の原則に従った処理として認められる。

[所管部局に対する意見]

- (1) 団体の財源はその 8 割弱を基本財産の運用益に依拠していることから、運用利率が低いまま推移している現状に鑑み、団体とともに財源の確保について検討し、財政基盤の安定に努められたい。

(所管課名：警察本部 刑事部 組織犯罪対策課)

- (2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管課名：警察本部 刑事部 組織犯罪対策課)

公の施設管理団体

【特定非営利活動法人熊野古道自然・歴史・文化ネットワーク（所管部局：地域連携部）】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
公の施設管理	施設名：三重県立熊野古道センター 平成 23 年度指定管理料：65,875,000 円

[監査結果及び意見]

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
現金払	○会計規則上、現金払となる経費については資金前渡の規定があり、その限度額はその都度必要な額とされているが、月中の所要見込み額を現金で手元保管していた。
施設利用許可書	○施設の利用に際し施設利用許可書が交付されていなかった。

管理備品	○指定管理料により購入した備品について、報告がなされていなかった。
業務報告書	○基本協定書に定める四半期の業務報告書について、期限内に提出されていなかった。
決算書類	○基本協定書に定める決算書類が提出されていなかった。

[所管部局に対する意見]

団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管課名：地域連携部 南部地域活性化局 東紀州振興課)

【伊賀森林組合（所管部局：農林水産部）】

財政的援助等の内容	
公の施設管理	施設名：三重県上野森林公園 平成23年度指定管理料：26,310,000円
補助金	①森林整備加速化・林業再生基金事業（路網整備）費補助金（H22繰越）： 18,100,000円 効率的な森林整備促進のため、林内路網整備に要する経費及び関連経費を補助する。（補助率 定額）
	②森林整備加速化・林業再生基金事業（間伐）費補助金：11,250,000円 森林整備を促進し樹木の良好な育成や伐採時の木材価値を高めるため、間伐に要する経費及び関連経費を補助する。（補助率 定額）
	③森林整備加速化・林業再生基金事業（森林境界明確化）費補助金： 18,000,000円 森林整備を促進するため、対象森林の調査・測量、境界の明確化に要する経費を補助する。（補助率 定額）
	④造林補助事業（高齢林整備間伐促進事業）費補助金 ・四-2期分：1,325,725円 ・四-4期分：14,667,513円 高齢級の森林の樹木の良好な育成及び伐採時の木材価値を高めるため、間伐に要する経費を補助する。（補助率 1/2）

[監査結果及び意見]

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容
管理備品	○管理備品の増減について、翌年度の年度協定書で確認されていなかった。
行政財産の目的外使用	○森林公園内の自動販売機の設置について、知事の許可を受けていなかった。
決算書類	○基本協定書に定める決算書類が提出されていなかった。

[所管部局に対する意見]

団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管課名：農林水産部 みどり共生推進課)

補助金等交付団体

【独立行政法人国立病院機構三重病院（所管部局：健康福祉部）】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	①医療施設耐震化整備事業費補助金：594,600,000円 三重病院の建替・耐震補強工事に要する経費を補助する。 (補助率 1/2 以内)
	②障害者自立支援基盤整備事業費（備品整備）補助金：3,990,000円 障害者自立支援法の改正に伴い、施設の改修等を行う場合に要する経費を補助する。 (補助率 10/10 以内)
	③新人看護職員研修事業費補助金：530,000円 新人看護職員等が基本的な臨床実践能力を獲得するための研修に要する経費を補助する。 (補助率 1/2 以内)

【監査結果及び意見】

下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
補助金等事務	○補助事業等状況報告書が提出されていなかった。②、③ ○工事進捗状況報告書が、交付要領に定める期日までに提出されていなかった。① ○補助事業の内容を変更しているにもかかわらず、変更申請書が提出されていなかった。③ ○交付申請書及び実績報告書に、金額や対象経費の区分等の記載誤りがあった。②、③

※ 上記意見の後の○付きの数字は、「財政的援助等の内容」欄に記載した補助金等のうち、どの補助金等に関する意見かを示す。

【所管部局に対する意見】

- (1) 三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。②、③

(所管課名：健康福祉部 障がい福祉課、医療対策局 医療企画課)

- (2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。①、②、③

(所管課名：健康福祉部 障がい福祉課、医療対策局 医療企画課 地域医療推進課)

- (3) 補助金申請の事前協議における書類として、申請に不必要な個人情報を含む資料を提出させていたので、必要な提出書類を精査のうえ具体的に明示するなど、適正に事務処理を行われたい。②

(所管課名：健康福祉部 障がい福祉課)

<監査実施団体一覧>

【出資（出捐）団体】

No	団 体 名	所在地	所管部局	監査実施年月日
1	公立大学法人三重県立看護大学	津市	健康福祉部	平成25年2月21日
2	財団法人三重ボランティア基金	津市	健康福祉部	平成25年2月21日
3	公益財団法人三重県文化振興事業団	津市	環境生活部	平成25年1月31日
4	公益財団法人三重県立美術館協力会	津市	環境生活部	平成25年2月21日
5	財団法人国史跡齋宮跡保存協会	明和町	環境生活部	平成25年2月21日
6	財団法人三重県武道振興会	津市	地域連携部	平成25年2月21日
7	公益社団法人三重県緑化推進協会	津市	農林水産部	平成25年2月21日
8	公益財団法人三重県農林水産支援センター	松阪市	農林水産部	平成25年1月31日
9	社団法人三重県青果物価格安定基金協会	津市	農林水産部	平成25年2月21日
10	公益財団法人三重県水産振興事業団	津市	農林水産部	平成25年1月31日
11	株式会社三重データクラフト	津市	雇用経済部	平成25年1月31日
12	公益財団法人暴力追放三重県民センター	津市	警察本部	平成25年2月21日

【公の施設管理団体】

No	団 体 名	施設の 所在地	所管部局	監査実施年月日
1	社会福祉法人三重県視覚障害者協会	津市	健康福祉部	平成25年1月29日
2	財団法人三重県母子寡婦福祉連合会	津市	健康福祉部	平成25年1月29日
3	松阪市	松阪市	地域連携部	平成25年2月21日
4	特定非営利活動法人熊野古道自然・歴史・文化ネットワーク	尾鷲市	地域連携部	平成25年2月21日
5	みえ中央市場マネジメント株式会社	松阪市	農林水産部	平成25年1月31日
6	伊賀森林組合	伊賀市	農林水産部	平成25年1月28日
7	三重県南勢地区管理事業共同体	松阪市ほか	県土整備部	平成25年2月21日

【補助金等交付団体】

No	団 体 名	所在地	所管部局	監査実施年月日
1	三重紀北消防組合	尾鷲市	防災対策部	平成 25 年 2 月 21 日
2	社会福祉法人鐘和	四日市市	健康福祉部	平成 25 年 1 月 29 日
3	独立行政法人国立病院機構三重病院	津市	健康福祉部	平成 25 年 2 月 21 日
4	学校法人大橋学園	四日市市	健康福祉部 環境生活部	平成 25 年 1 月 29 日
5	学校法人富田文化学園	四日市市	環境生活部	平成 25 年 2 月 21 日
6	学校法人桔梗が丘学園	名張市	環境生活部	平成 25 年 1 月 28 日
7	社団法人三重県私学振興会	津市	環境生活部	平成 25 年 2 月 21 日
8	三岐鉄道株式会社	四日市市	地域連携部	平成 25 年 2 月 21 日
9	伊勢農業協同組合	度会町	農林水産部	平成 25 年 2 月 21 日
10	鈴鹿森林組合	亀山市	農林水産部	平成 25 年 2 月 21 日
11	東ソー株式会社	四日市市	雇用経済部	平成 25 年 2 月 21 日
12	三重県高等学校体育連盟	鈴鹿市	教育委員会	平成 25 年 2 月 21 日
13	三重県中学校体育連盟	名張市	教育委員会	平成 25 年 2 月 21 日
14	みえ災害ボランティア支援センター	津市	環境生活部	平成 25 年 2 月 21 日

平成 24 年度 行政監査結果「高額物品の管理および活用について」

1 監査テーマ選定理由

厳しい財政状況のもと、特に高額な物品の管理および活用状況について、経済性・効率性・有効性の観点から監査を実施することにより、改善すべき点を明らかにし、適切な対応を促すことにより、高額物品の機能・役割が十分に果たされることを目的として、本テーマを選定しました。

2 監査の概要

(1) 監査対象物品および監査対象機関

「財務会計システム」等に、取得価格(評価額)が 500 万円以上で登録されている備品を抽出し、「高額物品」として把握しました。

次に、各部局に対し、これら「高額物品」の概要に関する調査を実施し、提出された調査票をもとに、主として

- ① 23 年度の利用実績のやや低い(50 日未満)もの
- ② 21～23 年度において緊急経済対策等により購入したもの
- ③ 取得価格(評価額)が高額なもの

を中心に、所管部局のバランスを考慮し、1 機関 30 件を上限として、計 440 件(取得価格合計: 8,356,892,545 円)を抽出し、監査対象物品としました。

監査の対象機関は、監査対象物品を所管する県の機関としました。

【監査対象機関別の監査対象物品数および取得価格(評価額)】

部局名	監査対象機関数		監査対象物品数		取得価格(評価額)	
		うち実地調査		うち実地調査		うち実地調査
防災対策部	2	2	19	5	459,129,875 円	143,990,500 円
戦略企画部	2	0	4	0	25,642,809 円	0 円
総務部	1	0	1	0	37,600,000 円	0 円
健康福祉部	10	5	44	10	487,289,766 円	113,633,296 円
環境生活部	5	5	70	20	3,816,107,799 円	2,139,662,368 円
地域連携部	3	2	12	2	135,015,060 円	17,912,990 円
農林水産部	9	5	50	14	505,206,694 円	150,548,714 円
雇用経済部	3	2	42	11	460,950,787 円	103,024,900 円
県土整備部	3	2	9	2	85,518,140 円	20,400,000 円
議会事務局	1	0	1	0	24,720,000 円	0 円
企業庁	3	3	10	3	148,795,333 円	54,000,000 円
病院事業庁	3	1	30	3	327,791,477 円	19,340,000 円
教育委員会	37	11	130	28	1,476,937,433 円	283,997,475 円
警察本部	5	1	18	2	366,187,372 円	17,612,400 円
計	87	39	440	100	8,356,892,545 円	3,064,122,643 円

(2) 監査実施期間

平成 24 年 4 月から 25 年 2 月までの間に実施しました。

(3) 監査実施方法

選定した監査対象物品（440 件）の概要を把握するとともに、さらに監査対象物品のうち、所管部局のバランスを考慮し、100 件（取得価格合計：3,064,122,643 円）を抽出して、監査委員事務局職員による実地調査を行い、これらの結果をふまえ監査を実施しました。

(4) 監査の主な着眼点

① 高額物品の取得

- ・取得の目的および必要性は十分に検討されているか。
- ・経済性と利用頻度等の観点から購入と賃借の比較検討がなされているか。

② 高額物品の管理

- ・基本的な情報の登録は適正に行われているか。
- ・法定点検や自主点検等の保守管理は適正に行われているか。
- ・セット品の管理は適正に行われているか。
- ・補助金で取得した高額物品の管理は適正に行われているか。
- ・防災対策は実施されているか。
- ・利用状況の把握は行われているか。

③ 高額物品の活用

- ・利用実績はどの程度になっているか。
- ・活用できる職員は複数存在するか。
- ・県の他の機関や団体等と連携するなど有効活用がはかられているか。
- ・物品の機能や、取得目的の達成状況などの評価は行われているか。

3 監査結果の概要

(1) 着眼点別意見

【取得について】

① 取得計画について

中長期的な事業計画等をもとに、当該事業計画遂行に必要な物品の整備計画等を策定するなど、取得目的を明確にした上で、計画的、効率的な取得に努められたい。

<取得計画の作成状況>

	取得計画の作成あり	取得計画の作成なし	不明
監査対象物品（440 件）	171 件	28 件	241 件
うち実地調査（100 件）	42 件	10 件	48 件

※ 「不明」とされた物品については、既に文書保存期間が経過し、取得当時の書類等が残っていないため、当時の状況が把握できなかったものである。（以下同じ。）

② 取得時の比較検討について

高額物品の取得の際には、購入を前提とするのではなく、経済性・効率性や費用対効果の観点から、利用目的、利用期間、物品等の技術進歩の状況のほか、維持管理費、利用後の処分等、ライフサイクルコストも考慮の上、賃借や外部委託との比較検討を実施されたい。

<賃借等との比較検討の実施状況>

	賃借等との比較検討あり	比較検討なし	不明
監査対象物品 (440 件)	35 件	152 件	253 件
うち実地調査 (100 件)	6 件	39 件	55 件

【管理について】

① 財務会計システムへの情報登録等について

物品の受入れや払出しの際には財務会計システムへの登録等を確実にを行い、保管している物品への物品標示票の貼付を徹底するとともに、毎年度実施している現品照合をよりの確に行い、不突合等を確認した際は、これを確実に速やかに是正されたい。

<改善を要する事例>

- ・過年度に廃棄等されたにもかかわらず、システムに登録されたままのもの 11 件
- ・過年度に取得されたにもかかわらず、システムに登録されていないもの 18 件
- ・設置場所等、システムの登録情報と実際の状態が一致していないもの 7 件
- ・物品標示票が貼付されていないもの 4 件

② 管理体制について

操作可能職員の異動等や緊急に稼働させる必要がある場合などに備え、操作方法等の確実な引継を行うとともに、取扱説明書の適切な保管や組織的に共有できる操作マニュアルの整備等を行われたい。

<操作マニュアル等の整備状況>

	メーカー等の取扱説明書あり	所属で作成したマニュアルあり	マニュアルなし
監査対象物品 (394 件)	301 件	73 件	60 件
うち実地調査 (83 件)	63 件	12 件	14 件

※ 美術工芸品を除く。取扱説明書、所属作成マニュアル両方が整備されているものを含む。

(状況)

○ 久居農林高等学校

学科改編されたことにより、機械関係の教員が減少したため、自動制御実習装置 (NC旋盤)、精密平面研削盤については、操作可能職員が前者は1名で、後者については、1人もいない状況となっている。

また、両物品ともメーカーの取扱説明書が保管されていない上、学校独自の操作マニュアル等も整備されておらず、組織として操作方法が共有されていない。

参考事例

① 〈中央家畜保健衛生所〉

写真入りの操作マニュアルを所属で作成し、物品に備え付けている。

また、各備品の配置場所を番号で示した資料を作成している。

② 〈津高等技術学校、伊勢工業高等学校〉

納品時に操作方法やメンテナンスの方法について、メーカーから講習を受け、その様子をビデオで撮影して保管している。

所属で作成したマニュアルには、頻繁に利用する機能の操作方法や注意点等が要約されている。

③ 点検について

道路運送車両法などの法令等で義務付けられている定期点検については、適正に実施されたい。

<法定点検の実施状況>

	法定点検が必要		
		実施している	実施していない
監査対象物品 (440 件)	32 件	26 件	6 件
うち実地調査 (100 件)	6 件	4 件	2 件

(状況)

○ 防災対策部 (防災対策総務課、防災企画・地域支援課)

三重県移動防災情報センター車および三重県防災啓発車については、道路運送車両法に基づく定期点検が実施されていなかった。(なお、車検は実施されていた。)

④ セット品について

〔セット品：三重県会計規則運用方針に基づき、複数の機器全体を「一式」として管理することができる物品をいう。〕

ア 単体管理

三重県会計規則で規定する一式管理できる要件を満たしていない物品については、財務会計システムへの登録や物品標示票の貼付等、個々の機器ごとに適正に管理されたい。

(状況)

○ 四日市工業高等学校

電力実験装置については、「静止型直流電源装置」「電気動力計実験装置」「太陽光発電装置」の3台を一式として物品登録・管理しているが、「太陽光発電装置」については、単独での利用が可能であり、かつ本体機器である「電気動力計実験装置」とは互いに必要不可欠な基本機器ではないため、県会計規則で規定する「複数の機器全体を「一式」として管理することができる条件」を満たしていない。

イ セット品の適正な管理

構成機器の特定が困難なセット品については、個々の機器を補助簿に記録したり、個々の機器全てに枝番をつけた物品標示票等を貼付するなど、容易に構成機器を特定できるよう管理されたい。

(状況)

○ 四日市中央工業高等学校

培養分析装置については、現在では実習室内に分散して設置されており、構成機器の間に別の物品も設置されていた。担当教員は各構成機器を把握しているものの、他の職員では把握しづらい状況であった。

(他機関においても、同様の事例が6件あった。)

⑤ 補助金で取得した物品の管理について

国庫補助金等で取得した物品について、要綱等で定められている台帳等の整備が不十分な機関があったので、今後適正に処理されたい。

(状況)

○ 桑名工業高等学校

産業教育振興費で取得した物品は、高等学校産業教育設備台帳で国庫補助に関する情報を記録・管理し、物品には専用シールを貼付することとされているが、いずれもシールは貼付されているものの、台帳の整備が過去十数年間滞っていた。

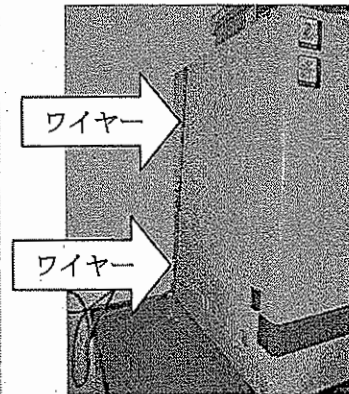
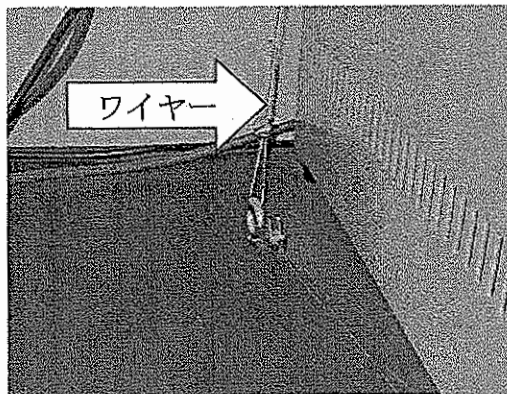
⑥ 防災対策について

机上等に設置してある中型・小型の高額物品について、床面に設置してある大型の物品に比較し、落下防止等の防災（地震）対策が講じられていない機関が多数見受けられるので、今後は金具等で固定するなど適切な防災対策を講じられたい。

参考事例

〈畜産研究所〉

阪神淡路大震災以降、転倒や落下のおそれがある一部の研究機器について、ワイヤー等で固定して、落下防止等をはかるなどの防災対策を講じている。



⑦ 利用状況の把握について

物品の効果的な活用や遊休状態の物品の把握をはかる上で、利用状況の記録は重要であるため、特に高額物品については、利用記録簿を備えるなど、利用状況を的確に把握、検証するしくみづくりを検討されたい。

<利用状況の把握の状況>

	利用状況の記録あり	利用状況の記録なし
監査対象物品 (440 件)	104 件	336 件
うち実地調査 (100 件)	21 件	79 件

【活用について】

① 利用日数が少ない物品について

ア 利用実績のない物品

現在全く利用していない物品については、利用しない期間が長引くほど物品の陳腐化が進み、また、部品がなくなる等により修繕もできなくなることも考えられることから、今後も利用するか否かについて早急に意思決定されたい。

今後も利用する場合は、費用や方法を考慮の上、適切な修繕等をして利用し、利用しない場合は、売払や廃棄等の処分を検討されたい。

<平成 23 年度利用日数の状況>

	0 日	1～19 日	20～49 日	50～99 日	100 日～	不明
監査対象物品 (440 件)	135 件	96 件	71 件	55 件	82 件	1 件
うち実地調査 (100 件)	47 件	21 件	14 件	10 件	8 件	0 件

(状況)

利用日数が 0 日であった物品 135 件の主な理由は、陳腐化していること、故障中であること、研究等が終了して需要が少なくなったことなどであった。

○ 松阪保健福祉事務所

ミラーカメラについては、平成 12 年度末に一般健康診断業務を終了（市町へ移行）して以降利用されていない。レントゲン室の一部を占拠してはいるが、現在のところ、執務環境に支障を来してはおらず、維持管理の費用もかかっていないため、廃棄処分もされず放置されたままとなっている。

参考事例

<工業研究所>

平成 23 年度から利用する見込みのない物品については、三重県会計規則に定める自己検査時に「一般備品廃棄チェックシート」を作成し、このシートにより過去 5 か年の利用実績や物品の状態等についてチェックし、このチェック結果を踏まえて「廃棄」「修理」等の判断を行っている。

24 年 6 月には、廃棄と決定した物品約 100 件に木くず等を合わせて、計約 20t を産廃業者へ委託し廃棄したが、ステンレス等再利用可能な金属も含まれていたため、差し引き 49,000 円の支出で処分できている。

イ 操作可能職員の養成等

他の機関とも連携しながら、計画的な操作可能職員の養成等について検討されたい。現に操作可能職員がいない等の理由により利用されていない物品については、利用しない期間が長引くほど物品の陳腐化が進み、利用できなくなることも考えられることから、早期に操作可能職員の養成を行うほか、他の機関での活用を検討するなど、有効活用に努められたい。

<物品を操作することができる職員数の状況>

	複数名	1名	0名
監査対象物品 (394件)	290件	64件	40件
うち実地調査 (83件)	45件	22件	16件

※ 美術工芸品を除く。

(状況)

○ 畜産研究所

近赤外自動分析装置については、平成20年度までは利用する職員が在籍し分析業務を行っていたが、現状では操作できる職員がいない。

当該物品はかなり陳腐化しているが現状でも利用することはでき、また、同種の物品である近赤外線分光分析計も同様に操作可能職員がいないため放置されている状況であり、当研究所としては操作可能職員を養成して有効活用したいと考えている。

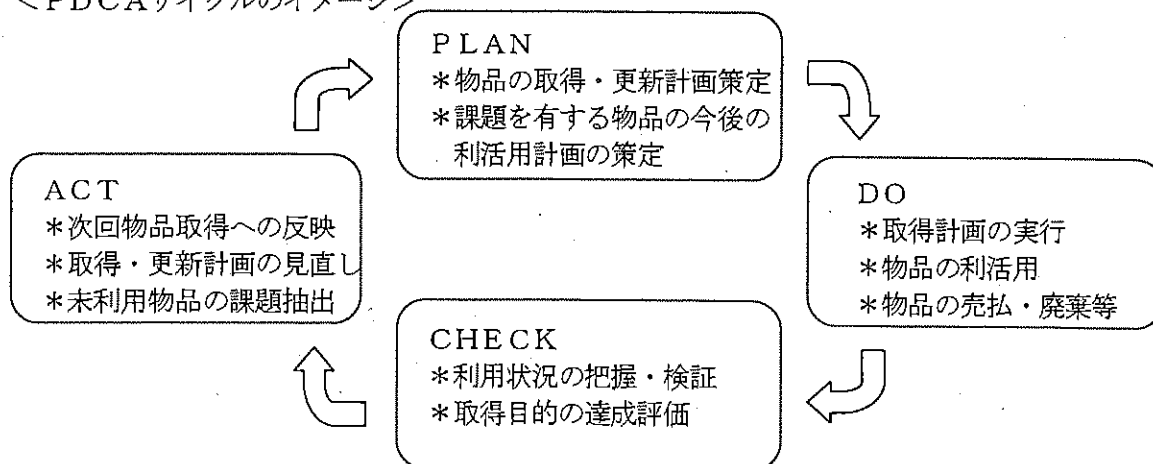
② 物品の効率的な取得・活用について

県内各試験研究機関、国、他都道府県、大学等が連携し、所有物品の情報共有をはかるとともに、各々が強みを生かした物品整備を行い、互いに融通し合うことにより、経済的、効率的かつ効果的に高額物品の活用をはかっていくしくみづくりを検討されたい。

③ 取得目的の達成評価について

厳しい財政状況の中、経済性・効率性・有効性の観点から、物品の取得・管理・活用においてもPDCAサイクルの視点を取り入れ、取得計画の策定から利用状況の検証、取得目的の達成評価、課題抽出までを継続的に実施することにより、物品のさらなる利活用に反映させることが望ましい。

<PDCAサイクルのイメージ>



(2) まとめ（総括意見）

今後、高額物品の取得、管理および活用にあたっては、特に以下の点に留意し、経済的、効率的かつ効果的に取り組まれない。

また、今回の監査対象とならなかった物品についても、同様に改善または検討を要するものが少なくないと考えられるので、この機会に再点検し、適切な措置を講じられたい。

① 高額物品の取得について

取得目的を明確にした上で、購入を前提とするのではなく、ライフサイクルコストを算定し、賃借や外部委託との比較検討を行うなど、計画的、効率的な取得に努めること。

② 高額物品の管理について

三重県会計規則等の関係法令を遵守した事務処理を徹底し、一層適正な管理に努めるとともに、物品の利用状況等の点検（自己点検）を的確に実施し、未利用・低利用の物品など課題を有する物品の把握に努めること。

③ 高額物品の活用について

県内各試験研究機関、国、他都道府県、大学等が連携し、所有する物品の情報共有をはかるとともに、各々が強みを生かした物品整備を行い、互いに融通し合うことにより、経済的、効率的かつ効果的に高額物品の活用をはかっていくしくみづくりを検討すること。

④ 利用見込みのない物品の処分について

利用見込みがないまま、処分が進まず放置されている物品について、売払、譲渡または廃棄等の処分に係るルールや手順を明確にするなどのしくみづくりを検討するとともに、必要となる財源の確保に努め、個々の所属だけではなく、県全体で利用見込みのない物品の処分に努めること。

最後に、本監査結果および意見に十分留意の上、職員一人ひとりが、高額物品は、各所管部局にとどまらず県全体の貴重な財産であることを改めて自覚し、その管理および活用などについて適切に対応することにより、高額物品の機能・役割が十分に果たされるよう期待するものである。

印刷物調達にかかる最低制限価格の試行導入について

平成 25 年 3 月 18 日

出 納 局

1 最低制限価格導入の経緯

(1) 背景目的

印刷物の調達については、低価格での落札傾向が続き、こうした状況はダンピングにつながる懸念がありました。ダンピングが行われると、印刷物の品質維持が困難となったり、事業者が履行不能に陥るなど、県、事業者双方が不利益を被る恐れがあったことから、このような事態の発生を未然に防止するために、最低制限価格制度を下記のとおり試行実施しています。

(2) 試行開始

平成 24 年 4 月 1 日から試行実施しています。

(3) 最低制限価格を設定する対象

本庁の知事部局、教育委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局、警察本部において、一般競争入札等により印刷製本費で調達する印刷物で、設計価格（税込）が 100 万円以上になることが見込まれるものを対象に出納局が各部局の依頼を受けて積算し、設計価格 100 万円以上のものについて最低制限価格制度を適用し実施しています。

(4) 最低制限価格の基準

三重県会計規則第 66 条第 2 項において規定する範囲の下限（予定価格の 7/10）を適用して設定しています。

2 試行の結果

(1) 試行適用件数

単位：件

積算件数	内訳			
	試行摘要			適用除外 （*注）
	入札済	入札未済		
24	20	16	4	4

*注）積算の結果設計価格（税込み）が 100 万円未満となった案件

(2) 結果

- ① 試行が適用された案件において成果品の品質に問題があった事例は報告がなく、試行導入の重要な目的である印刷物の品質確保に効果が出つつある。
- ② 最低制限価格制度の試行導入が事業者に浸透しつつあり、応札者すべてが最低制限価格を割って失格となった案件がないことから、不当な低価格競争であるダンピングの防止について一定の効果が上がりつつあると考えられる。

【参考】

失格者（最低制限価格を下回った応札）の数＝3件6者（応札者累計59者の10%）

3 今後の方針

制度の精度をより向上させ、事業者への一層の浸透を図るため、平成25年度も引き続き試行を継続することとしたい。